

市立青梅総合医療センター使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

分べんの選択肢となる無痛分べんの導入および緩和ケア病棟への入院を希望している者の家族等が医師と行う面談の導入を行うため、当該使用料を新設したいので、この条例案を提出いたします。

市立青梅総合医療センター使用条例の一部を改正する条例

市立青梅総合医療センター使用条例（昭和 3 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 2 1 号を第 2 3 号とし、第 1 3 号から第 2 0 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 1 2 号を第 1 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(14) 緩和ケア外来面談料 1 件 5, 0 0 0 円

第 2 条第 2 項中第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 6 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 無痛分べん料 1 回 1 2 0, 0 0 0 円

第 4 条第 2 項中「同項第 2 1 号」を「同項第 2 3 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。